

# 森林経営計画を作成する メリットについて

北海道水産林務部林務局森林計画課

## ▼森林経営計画制度と目的

この計画制度は、「森林所有者」または「森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」が、一体的なまとまりのある森林を対象に、単独または共同で森林の施業や保護、路網整備等に関する5年間の計画を作成し、市町村等の認定を受ける制度です。

また、森林経営計画は施業だけではなく、効率的な経営・管理を行うため、当面施業が発生しない森林も含めて森林経営計画を作成することにより、林業の持続的かつ健全な発展と森林の有する多様な機能を十分に発揮させることを目的としております。

なお、森林経営計画を作成すると、森林整備に係る補助事業の導入や、各種制度の優遇措置を受けられる等、次のようなメリットがあります。

## ▼メリットその1

○伐採及び伐採後の造林届出が不要となります。

森林経営計画に基づいて伐採及び造林を行った場合については、平成29年度から厳正化された森林法第10条の8に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出の義務は免除されます。

これは森林経営計画自体が伐採及び伐採後の造林を含む森林施業の包括的な届出と同じ効果があるためです。

## ▼メリットその2

○造林補助金制度上での優遇措置があります。森林経営計画内の森林を整備する場合、計画作成者に限定して、造林補助金制度（植栽・保育・間伐・森林作業道施設等）が活用できる仕組みとなっております。

更に植栽については、造林補助金以外にも、道及び市町村からの上乗せ助成が適用となる場合があります。

## ▼メリットその3

○再生可能エネルギーの固定価格買取制度に優遇措置があります。

森林経営計画の対象森林から伐採・生産された木材は、主伐林であっても間伐材と同様に扱われ、一般木材やリサイクル木材に比べ発電規模により1.3倍～3倍の価格で、発電業者から電力会社買い取られます。

## ▼メリットその4

○税制上の特例措置があります。

### 『所得税の特例』

▽山林所得に係る森林計画特別控除

・森林経営計画に基づいて山林を伐採、または譲渡した場合、山林所得の計算上その収入金額の20%に相当する金額を森林計画特別控除額として控除することができます。

また、この他にも『所得税及び法人税の特例』、『相続税及び贈与税の特例』が設けられ

ております。

## ▼メリットその5

○融資上での優遇措置があります。

### ▽林業基盤整備資金

・人工植栽、森林の保育等及び作業道設置等に必要資金に係る優遇措置。

### ▽森林整備活性化資金

・施業規模を集積させた林業者に対し、造林資金又は利用間伐推進資金と併せ貸し付けられる無利子資金に係る優遇措置。

### ▽林業経営育成資金（森林取得）

・人工林、天然林改良又は造林のための土地の取得に必要な資金に係る優遇措置。

## ▼最後に：

特に人工林は計画性を持って適期に森林施業を行わないと、主伐時及び間伐時の収入に大きな影響が出かねません。

森林経営計画を作成することにより、造林補助事業を活用して将来を見据えた山づくりができますので、まだ森林経営計画を作成していない森林所有者のみなさまにおかれましては是非検討していただきたいと思っております。

道としては、道内市町村や森林組合、林業事業体等と連携し、情報共有や相互調整等行いながら、森林経営計画の作成支援を行っていきたくと考えております。

なお、森林経営計画で不明な点があれば、最寄りの市町村、森林組合及び各（総合）振興局林務課へお問い合わせください。